

～ 退職時の年齢が62歳以下の方向けリーフレット～

知っておきたい 『年金制度と手続き』



かめるん



I. 手続きについて

1. 退職時の提出書類はありますか。 ①

2. 退職後の氏名や住所の変更はどうすればいいですか。 ②

II. 年金制度について

1. 公的年金はどんな制度ですか。 ③

2. 年金はいつからもらえますか。 ④

3. 年金額はどうすればわかりますか。 ⑤

4. 年金の請求はどうすればよいですか。 ⑥

5. 繰上げ請求や繰下げ請求とはどんな制度ですか。 ⑦

6. 障害年金はどんな場合に請求できますか。 ⑧

7. 遺族年金はもらえますか。 ⑨

8. 年金受給開始後に再就職すると支給停止されますか。 ⑩

①、②は
要チェックですね！



I. 手続きについて

1. 退職時の提出書類はありますか。

年金関係の提出書類

以下の書類を所属所で取りまとめの上、提出いただきます。
提出期限等の詳細は別途、所属所へ通知します。

退職届書 （公立学校共済組合滋賀支部ホームページ掲載様式）

年金受給開始年齢未満（令和2年度は62歳以下）で退職される方は、「退職届書」の提出により、将来の年金受給に備え、「**年金待機者**」として登録を行います。

退職後1年以内を目安に公立学校共済組合本部から「年金待機者登録通知書」が送付されます。（退職後すぐに年金請求する場合を除く）

なお、以下の場合は手続きが異なります。

- ・ 定年退職し、フルタイム再任用として勤務 ➡ 年金手続きなし
- ・ 臨時講師の任用が引き続く場合 ➡ 年金手続きなし
- ・ 引き続き他府県や他共済の組合員となる ➡ 「組合員転出届書」を提出



I. 手続きについて

2. 退職後の氏名や住所の変更はどうすればいいですか。

退職後、年金待機者が氏名や住所を変更された場合、「**年金待機者異動報告書**」にて届出が必要です。様式は公立学校共済組合のホームページに掲載していますのでダウンロードして、使用してください。

トップページ → 年金受給者(待機者)向け手続き → 年金受給者・年金待機者手続き用紙ダウンロード → 16.年金待機者異動報告書

公立学校共済組合

検索

<https://www.kouritu.or.jp./index.html>

なお、退職後すぐに変更予定がある場合は、退職時に提出していただく「退職届書」を変更後の氏名・住所で提出してください。

変更の手続きが行われていない場合、年金請求書等が送付できないことがありますのでご注意ください。

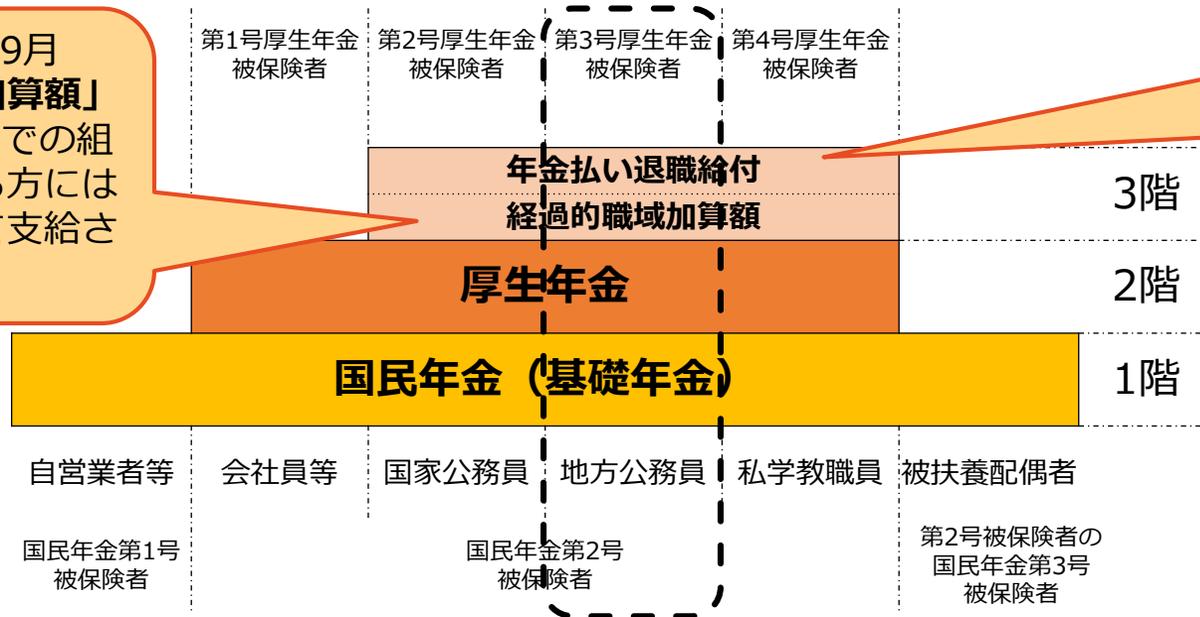


Ⅱ. 年金制度について

1. 公的年金はどんな制度ですか。

公的年金は大きく分けて3階建てになります。公立学校共済組合の組合員は第3号厚生年金被保険者に該当します。3階部分は平成27年10月の年金制度一元化によって、その前後で制度が異なるため、**3階建ての4種類の年金**となります。

～平成27年9月
「**経過的職域加算額**」
平成27年9月までの組合員期間がある方には経過措置として支給されます。



平成27年10月～
「**年金払い退職給付**」
新たな年金制度が創設されました。

「令和2年度 退職前後の年金・医療保険ガイド」 P.1参照



Ⅱ. 年金制度について

2. 年金はいつからもらえますか。

公的年金は原則**65歳**から支給開始です。

ただし、公立学校共済組合の厚生年金（第3号厚生年金）と経過的職域加算額は昭和36年4月1日生まれまでの方には経過措置として以下の年齢から支給開始となります。

生年月日	支給開始年齢
昭和28年4月1日以前	60歳
昭和28年4月2日～昭和30年4月1日	61歳
昭和30年4月2日～昭和32年4月1日	62歳
昭和32年4月2日～昭和34年4月1日	63歳
昭和34年4月2日～昭和36年4月1日	64歳

なお、昭和41年4月1日生まれまでの女性の方の第1号厚生年金期間（民間企業や令和元年度までの臨時講師等）の年金は支給開始年齢が異なります。
該当する方はガイドP.6をご確認ください。

「令和2年度 退職前後の年金・医療保険ガイド」 P.6参照



Ⅱ. 年金制度について

3. 年金額はどうすればわかりますか。

共済組合では通知やWebサイトで情報を提供しています。

ねんきん定期便 【老齢厚生年金（経過的職域加算額含む）】
在職中は毎年誕生日の月末に自宅へ送付しています。

給付算定基礎額残高通知書 【年金払い退職給付】
在職中は毎年8月上旬ごろまでに自宅へ送付しています。

地共済年金情報Webサイト
公務員共済期間分について年金見込額、加入履歴、給付算定基礎額をいつでもご確認いただけます。
利用には登録が必要です。ホームページでパスワード等を設定するとユーザーIDが郵送されます。（3～4週間後）

地共済年金情報Webサイト

検索

<http://www.chikyosai-nenkin-web.jp>

「令和2年度 退職前後の年金・医療保険ガイド」 P.4参照



Ⅱ. 年金制度について

4. 年金の請求はどうすればよいですか。

老齢厚生年金は支給開始年齢に到達する誕生日の2～3か月前に直近に加入していた機関から自宅へ請求書が送付されます。

最終加入先（在職中含む）が公立学校共済組合であれば、公立学校共済組合から送付します。第1号厚生年金（民間企業や嘱託職員等）に加入された場合は日本年金機構から送付します。

年金の請求は支給開始年齢到達日（誕生日の前日）以降に請求書と添付書類を併せて提出してください。

年金は到達日の翌月分から支給されますが、初回の支給は年金決定に3～4か月時間を要しますので、決定後の支給となります。

その後は定期支給日に支給されます。（休業日の場合はその前営業日）

支払日	2月15日	4月15日	6月15日	8月15日	10月15日	12月15日
支払月分	前年12月 ・ 1月	2月 ・ 3月	4月 ・ 5月	6月 ・ 7月	8月 ・ 9月	10月 ・ 11月

「令和2年度 退職前後の年金・医療保険ガイド」 P.5参照



Ⅱ. 年金制度について

5. 繰上げ請求や繰下げ請求とはどんな制度ですか。

繰上げ請求

60歳に到達した日から支給開始年齢に到達するまでに繰上げて請求する制度です。老齢基礎年金を含むすべての年金を同時に請求することになります。また、生涯にわたって年金が減額されますので、受取総額は少なくなる場合があります。

$$\text{繰上げ減額率} = 0.5\% \times \text{繰上げた月数} \quad (\text{令和4年4月からは}0.4\%)$$

繰下げ請求

65歳からの老齢厚生年金を支給開始年齢より遅らせて請求する制度です。最大で70歳まで(令和4年4月から75歳まで)繰下げ可能で、66歳の誕生日以降、1月単位で行えます。ただし、加給年金額や在職により支給停止となる額は増額されません。

$$\text{繰下げ増額率} = 0.7\% \times \text{繰下げ月数}$$

「令和2年度 退職前後の年金・医療保険ガイド」 P.22,23参照

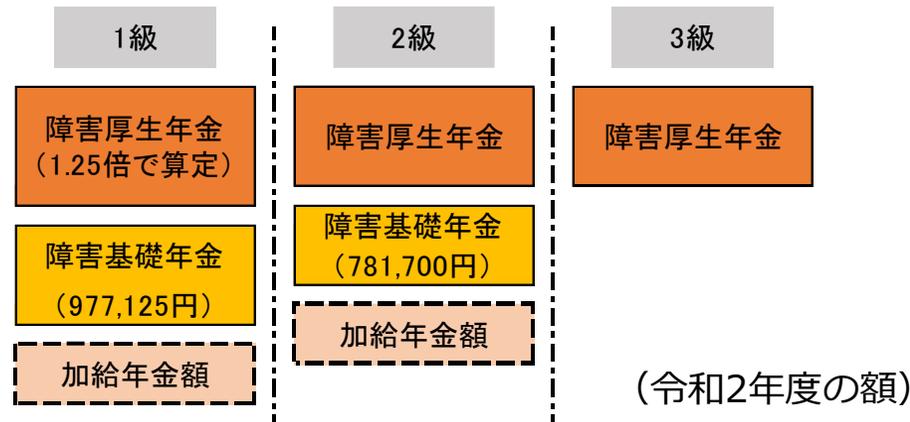


Ⅱ. 年金制度について

6. 障害年金はどんな場合に請求できますか。

障害厚生年金は在職中に初診日のある傷病により、障害認定日（初診日から1年6か月経過した日）において障害等級1級から3級に該当する場合、共済組合が決定・支給します。（障害者手帳等の等級と同じではありません。）

また、1級または2級の場合、障害基礎年金が加えて支給されます。



請求には医師が作成する診断書が必要です。まずはかかりつけ医にご相談の上、必要書類の送付は共済組合までお問い合わせください。

「令和2年度 退職前後の年金・医療保険ガイド」 P.12～15参照

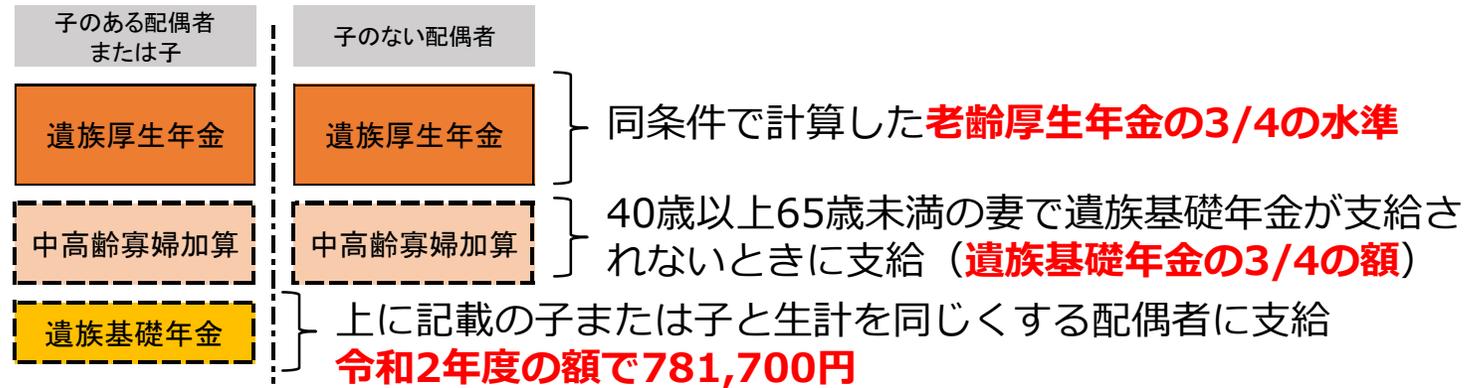


Ⅱ. 年金制度について

7. 遺族年金はもらえますか。

被保険者または被保険者であった方が亡くなった場合、生計を維持されていた遺族の順位に応じて支給されます。

第一順位	配偶者	妻：年齢要件なし 夫：55歳以上（支給開始は原則60歳から）
	子	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあり、現に婚姻していない者 20歳未満で1級または2級の障害状態の者で現に婚姻していない者
第二順位	父母	55歳以上（支給開始は60歳から）
第三順位	孫	子と同じ
第四順位	祖父母	55歳以上（支給開始は60歳から）



「令和2年度 退職前後の年金・医療保険ガイド」 P.16～19参照



Ⅱ. 年金制度について

8. 年金受給開始後に再就職すると支給停止されますか。

厚生年金の被保険者である場合、賃金と年金の額によって老齢厚生年金は**支給停止**されます。また、組合員として在職している場合、職域年金（経過的職域加算額、年金払い退職給付）は**全額支給停止**されます。

支給停止基準額（令和2年度）

65歳未満	65歳以上
年金の月額 + 賃金の月額 > 28万円	年金の月額 + 賃金の月額 > 47万円

年金の月額とは・・・老齢厚生年金（職域等除く）の額 ÷ 12

賃金の月額とは・・・標準報酬月額 + 直近1年間の標準賞与額 ÷ 12

支給停止額は**28万円**（65歳未満）または**47万円**（65歳以上）を超えた分の1/2の額です。（※年金・賃金が一定額以上の場合、計算が異なります。）

65歳未満の例：(年金月額(12万円) + 賃金月額(38万円) - 28万) × 1/2 = 11万円
11万円が支給停止となり、年金は月額1万円の支給となります。

「令和2年度 退職前後の年金・医療保険ガイド」 P.20,21参照

